

岐阜県公報

第二千三百三十一号
平成二十二年三月十九日

(金曜日)

目次

告示

- 解除予定保安林とする旨の通知
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 大垣都市計画公園事業の認可
- 養老都市計画公園事業の認可
- 岐阜都市計画下水道事業の変更認可
- 大垣都市計画下水道事業の変更認可
- 多治見都市計画下水道事業の変更認可
- 揖斐都市計画下水道事業の変更認可

公示

- 争議行為の通知の公表
- 県営土地改良事業計画の決定
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(治山課)	二二七
(道路維持課)	二二七
(同)	二二八
(街路公園課)	二二九
(同)	二二九
(下水道課)	二三〇
(同)	二三〇
(同)	二三一
(同)	二三一
(労働雇用課)	二三一
(農地計画課)	二三一
(都市政策課)	二三一

告示

岐阜県告示二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 解除に係る保安林の所在場所
中津川市山口二七〇五の二六、三三六九の二一、三三六九の二三、三三七〇の九九
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
農道用地とするため

岐阜県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	区	間	区域	変更	別後	敷地の幅	延長	備考
県道	美江寺線 西結線				瑞穂市牛牧字宮下三六九番一 地先から		前	三〇〇 三三〇	六〇〇	
					同市同字同三九五番地先まで		後	二四〇 二五〇	六〇〇	

岐阜県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区	間	延長	供用開始	備考
県道	本山東線				本巣市曾井中島字道下二番一 地先から	一五〇〇	
					同市同字同八番一 地先まで	三三・三一九	
						平成 三三・三一九	
						平成 三三・三一九	決定又は 変更の告示 年月日 （ほか）

岐阜県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区	間	区域	変更	別後	敷地の幅	延長	備考
県道	本関線				関市小屋名字地蔵堂二〇 二〇番一 地先から		前	七七八 七九九	五四二	
					同市同字同一〇番一〇 地先まで		後	九六六 一〇二二	五四二	

岐阜県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名	区	間	延長	供用開始	備考
県道	本関線				関市小屋名字地蔵堂二〇二〇 番二 地先から	五四二	
					同市同字同一〇二〇番一〇 地先まで	三三・三一九	
						平成 三三・三一九	
						平成 三三・三一九	決定又は 変更の告示 年月日 （ほか）

岐阜県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
乗政下呂停車場線	下呂市森字藤ヶ瀬四八〇番の一地先から 同 市同字島垣内三一六番の一地先まで	三六〇	平成 二二・三・一九	平成 二二・三・二七	

岐阜県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により大垣都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

大垣市

二 都市計画事業の種類及び名称

大垣都市計画公園事業 4・4・6号 赤坂スポーツ公園

三 事業施行期間

平成二十二年三月十九日から

同 二十三年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 大垣市草道島町の一部、安八郡神戸町大字南方字観音寺の一部
使用の部分 なし

岐阜県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により大垣都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

大垣市

二 都市計画事業の種類及び名称

大垣都市計画公園事業 6・5・1号 浅中公園

三 事業施行期間

平成二十二年三月十九日から

同 二十四年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 大垣市浅中二丁目的一部、大外羽四丁目的一部、西大外羽四丁目の一部、上屋二丁目の一部
使用の部分 なし

岐阜県告示第二百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により養老都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

養老町

二 都市計画事業の種類及び名称

養老都市計画公園事業 4・4・1号 中央公園

三 事業施行期間

平成二十二年三月十九日から

同 二十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 養老町五日市字溼畑、字下市場、字柳原及び字宮東並びに三神町字南

郷地内

使用の部分 なし

岐阜県告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十九年三月二十七日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道

三 事業施行期間

昭和九年七月十七日から

平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大垣都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

神戸町

二 都市計画事業の種類及び名称

大垣都市計画下水道事業 神戸町公共下水道

三 事業施行期間

平成十三年七月十三日から
平成二十八年三月三十一日まで
四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、多治見都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
多治見市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
多治見都市計画下水道事業 多治見市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和四十四年十二月二十三日から
平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第二百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、揖斐都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

池田町
二 都市計画事業の種類及び名称
揖斐都市計画下水道事業 池田町公共下水道
三 事業施行期間
平成十年一月十六日から
平成二十八年三月三十一日まで
四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

公 示

争議行為の通知の公表

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 争議行為の行われる日時
平成二十二年三月二十五日午後一時三十分以降四月末日まで
- 二 争議行為の行われる場所
みどり病院（所在地岐阜市）、すこやか診療所（同）、華陽診療所（同）、しずさと診療所（所在地大垣市）及びこがねだ診療所（所在地関市）の全職場
- 三 争議行為の概要
前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
市 之 枝 地 区	羽 島 市 役 所	平成二二・三・一九から 同 四・一九まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市久々野町西洞の一部（西洞）（）

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（久々野町西洞の一部）の地籍図

岐阜県高山市（久々野町西洞の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年三月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市朝日町黒川の一部（黒川）（）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（朝日町黒川の一部）の地籍図

岐阜県高山市（朝日町黒川の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年三月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市蛭川の一部（細野）（）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

五 岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍図
 岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍簿
 認証年月日
 平成二十二年三月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
 瑞浪市

二 調査を行った地域
 岐阜県瑞浪市土岐町の一部（土岐1）

三 調査を行った期間
 平成十六年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称
 岐阜県瑞浪市（土岐町の一部）の地籍図
 岐阜県瑞浪市（土岐町の一部）の地籍簿

五 認証年月日
 平成二十二年三月十九日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十二年三月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域
 岐阜県瑞浪市稲津町大字小里の一部（小里6）

三 調査を行った期間
 平成十六年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称
 岐阜県瑞浪市（稲津町大字小里の一部）の地籍図
 岐阜県瑞浪市（稲津町大字小里の一部）の地籍簿

五 認証年月日
 平成二十二年三月十九日

平成二十二年三月十九日

平成二十二年三月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社